

協会けんぽ

香川支部からのお知らせ



職場内で掲示・回覧ください。

退職される方から保険証の回収をお願いします

事業所ご担当者様へ

- 従業員から保険証を回収した場合は、速やかな返却をお願いします。
- 「退職される方」、「扶養から外れる方」へお伝えください。

保険証を使用できるのは退職日まで!

月の途中で退職された場合、保険証を使用できるのは退職日までです。
退職の際、必ず事業所へ返却しましょう。

ご家族(被扶養者)が就職したときも返却!

ご家族が就職等で扶養から外れる場合(ご自身で健康保険に加入する場合等)も事業所へ返却しましょう。

※誤って保険証を使用した場合、医療費の7~8割(協会けんぽ負担分)を返還していただくことになります。

退職後の健康保険

退職後の健康保険は、以下の3つから選択してご加入ください。

加入先	任意継続保険(協会けんぽ)	国民健康保険(市区町村)	ご家族の健康保険(被扶養者)
手続き先	お住まいの都道府県の協会けんぽ支部	お住まいの市区町村役場の国民健康保険担当課	ご家族の勤務先
加入条件	・退職日まで被保険者期間が継続して2カ月以上あること ・退職日の翌日から20日以内(郵送の場合は必着)に手続きしてください	お住まいの市区町村役場の国民健康保険担当課へお問い合わせください	ご家族の勤務先へお問い合わせください
保険料	退職前に控除されていた健康保険料の倍額※	・お住まいの市区町村により異なります ・退職理由により減免あり	負担なし

※保険料には上限があります。また、お住まいの都道府県が退職前に加入している支部の都道府県と異なる場合等、倍額にならない場合があります。
算出の基となる標準報酬月額の上限は、30万円です。

新たに健康保険に加入される場合の注意点

必要に応じて限度額適用認定証、特定疾病療養受療証のお手続きをお願いします。(加入前に上記認定証(受療証)の交付を受けていた方など)
退職後、任意継続保険に加入された場合も同様です。



健康保険委員募集中!

従業員の方の健康保険手続き等でお困りのことはございませんか?

- 医療費が高額になりそう…
- 出産するときの手続きはどうすればいいのか…
- 病気やけがのため長期療養したいが、休業補償はあるのか…

健康保険委員に登録されると、健康保険の事務手続き方法等を情報提供いたします。

- 会費不要
- 役職等不問(協会けんぽの被保険者の方ならどなたでも)
- 研修会のご案内や広報誌等をお送りいたします

香川支部では、すでに約3,000名の方にご登録いただいています!

未登録の事業所様は、ぜひご登録ください。

申込書は香川支部ホームページからダウンロード



協会けんぽの 広報動画を始めました

協会けんぽの公式YouTubeアカウントを開設しました。ぜひご覧いただき、事業所内での周知等にご協力ください。

公開中のコンテンツ

- 協会けんぽとは?
- 保健事業
～健康づくりへのサポート～
- 健康保険の給付金等
～こんな時にも健康保険～



次のいずれかの方法で視聴できます。

- ☆ YouTubeで「協会けんぽ」と検索
- ☆ 右記二次元コードから

協会けんぽ 検索



<https://m.youtube.com/channel/UCyB717XIK0tqFGHYfgjQ-1w>

令和5年度生活習慣病予防健診等の自己負担が軽減されます!

生活習慣病予防健診は、定期健康診断の項目に、胃・大腸がん検診を加えて約5,300円で受けられます。

3月下旬に事業主様へ案内をお送りしております。ぜひ、ご利用ください。

生活習慣病予防健診(一般健診)

詳しくは、こちらをご覧ください。

自己負担

令和4年度
最高7,169円

令和5年度
最高5,282円



各種申請書は新様式をご使用ください

各種申請書(届出書)の様式が変わりました。新様式の申請書(届出書)は、協会けんぽのホームページからダウンロードできますので、申請の際にご活用ください。

※旧様式で申請された場合、事務処理等に時間を要する場合がございますので、新様式のご使用をお願いします。



申請書の様式はこちらから



 **全国健康保険協会 香川支部**
協会けんぽ

各種申請書は郵送でご提出ください

〒760-8564
高松市鍛冶屋町3 香川三友ビル7階 087-811-0570

香川支部
ホームページトップ



健康保険委員
(香川)



メルマガ募集

